

新潟市都市サイン整備推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「わかりやすい街づくり，美しい街づくり」を目指し，市民，行政，各公共交通機関等の協働で，市内を一人で歩いて周れることを可能にする案内情報の提供，誘導に係る統一的な公共サイン整備の円滑な推進を図るため，新潟市都市サイン整備推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は，次のとおりとする。

- (1) 新潟市域で実施する公共サインの整備についての協力体制の確立
- (2) 市民，行政，各公共交通機関等が実施する公共サインに係る事業の情報交換
- (3) 公共サインに関する計画・設計及び管理に関する協議
- (4) 新潟市都市サインマニュアルの改正に関すること
- (5) その他，新潟市都市サインマニュアルの活用及び公共サイン整備の推進に関すること

(組織)

第3条 委員は，次に掲げる者のうちから，市長が選任する。

- (1) 知識経験を有する者
 - (2) 関係業者の意見を代表する者
 - (3) 市及び関係行政機関の職員
- 2 協議会に会長を置き，委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長が必要と認めるときは，前項に掲げる委員の他に臨時の委員を置くことができる。
- 4 会長は，協議の内容により協議会の構成を第2項に掲げる委員の中から別に構成することができる。

(協議会)

第4条 協議会は，市長が招集する。

- 2 会長は，協議会の議長となり，議事を整理する。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは，あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員が出席できないときは，代理者が出席することができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は，新潟市都市政策部まちづくり推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関して必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。